

互いを認め合う心を育む教育

～ 一人一人の子どもを大切に、自立の基礎を培う特別支援教育 ～

1 はじめに

学校教育法の改正により、従来の盲・聾・養護学校が、複数の障害種別を教育の対象にすることができる特別支援学校に制度転換されるとともに、小・中学校等に在籍する教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対して特別支援教育を行うこととなり、以来8年が経過した。また、平成24年に中教審初等中等教育分科会から、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」が公表され、就学相談・就学先決定のあり方について、また合理的配慮の充実とその基礎となる教育環境の整備等について提言された。

このような中で、特別支援教育に対する教職員の意識改革とともに特別支援教育の理念を堅持しながら、新しい制度が個々の児童生徒の教育的ニーズに応えるものとなっているか、また校長のリーダーシップのもとに進められているかなど、小学校の特別支援教育を取り巻く現状と課題を把握したい。そしてその結果から、各小学校における特別支援教育推進のための校長の役割と指導のあり方を探ることをねらいとし2年計画で研究を進めた。

2 研究の概要

(1) 研究の目的

市内各小学校の特別支援教育推進の現状と課題を、共生社会の形成に向けて学校教育を推進する立場から把握する。今後の特別支援教育推進のため、体制整備や教職員の指導力・意識の向上を図るための校長の役割と指導のあり方を探る。

(2) 研究の計画

① 1年次（平成26年度）

各小学校の特別支援教育の現状と課題を把握するため、実態調査を行う。また、特別支援教育に関する実践例を学び合い、情報を共有するとともに、課題に対して校長としてどう関わるかを探る。

② 2年次（平成27年度）

1年次の研究の成果と課題を踏まえて特別支援教育推進のための校長の役割と指導のあり方や、県や国全体の特別支援教育の実態把握とともに、文科省からの特別支援関係各種答申資料等について探る。

(3) 研究の内容

①市内小学校の特別支援教育推進の現状と課題を把握するため、実態・意識調査を実施し分析・考察を行った。その結果、「理念や考えの浸透」と「指導・支援の充実（個別の支援・指導計画の作成・実施・評価を含めて）」については、おおむねよくできているが、「地域の教育資源の活用・地域の支援システムの構築」、「保育所・幼稚園・小中学校及び保護者との連

携と一貫した指導・支援の充実」「障害のある個への支援のみならず、障害のない児童生徒集団の質的向上に向けた心のバリアフリーを育むための指導・支援の充実」等が課題であることが明らかになった。

②調査結果をもとに特別支援教育推進のための体制整備や教職員の指導力・意識の向上，特別支援教育推進のための校長の役割と指導のあり方について検討した。その結果，特別支援教育の質的向上に向けて，以下のような学校経営上の課題が浮き彫りとなった。

- ・発達障害の児童に対する指導の困難さと人的資源のさらなる必要性
- ・質の保証と絶対数の確保
- ・特別支援学級担当が免許を持っていない現状
- ・指導補助員，特別支援教育支援員，介助員，学生支援員等のさらなる配置
- ・専任のコーディネーターの配置，教職員の定数改善等
- ・指導内容，方法に関する研修の充実
- ・発達障害の疑いのある児童の在籍に関し，指導上の困難に対する教育的支援のあり方
- ・担任以外の支援者の必要性，取り出し指導の時間の工夫，今後の対応策 等

③平成27年7月の「特別支援教育資料(文科省)」から，国や県の特別支援学級設置状況や児童生徒数の実態把握とともに，「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築」資料等での学習

3 まとめと課題

[協議後の課題]

支部発表後のグループ討議では，以下のような課題があげられた。

- ①特別支援学級担任と通常学級担任との連携・交流授業への関わりかた等
- ②コーディネーターを育てる必要性，及び，校長をも含めた教員の専門性の向上
- ③支援体制の充実

さらなる人的支援。支援スタッフの増員，発達障害の疑いのある児童への対応

- ④通常学級にも支援を必要とする児童が多くなり，担任が苦慮している場面が多いこと。グレーゾーンの児童の増加と共に，通常児童への影響が大きくなっていること。
- ⑤今後の特別支援体制がどんな方向に進んでいくのかしっかりと理解しなくてはならないこと。又，インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が言われているが，教員の意識がまだ「インクルーシブ教育」に切り替わっていないこと。

[まとめ]

2年間の研究を通し，特別支援教育が一人一人の子どもを大切にする人権教育のベースであることを再認識した上で，特別支援教育推進のための体制整備や教職員の指導力・意識の向上を図るための校長としての役割と指導のあり方が重要であることがわかった。また，平成28年度からは，「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され，「合理的配慮」の提供が具体的な法的義務となってくる。これらの課題解決に向けて，校長として教員の意識の変革を的確に進めて，力量形成を図りたい。

(部長 中込 和彦)